

災害時における応急対策物資の供給等に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ久喜営業所（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、相互に協力し、災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急対策物資（以下「物資」という。）の供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（応急対策物資供給の協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策物資の確保を図る必要があると認めるときは、応援要請書（第1号様式）をもって、乙に対し保有商品の優先供給について協力を要請することができる。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日要請書を提出するものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「物資」とは、乙が所有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材をいう。

（物資の供給）

第3条 乙は、第1条の要請を受けた時は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について、速やかに保有する物資を可能な範囲で甲に供給するものとする。

（物資の引取）

第4条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において、乙の納品書等に基づき、甲がこれを確認の上、引取るものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して物資運搬の協力を求めることができる。

（物資の価格）

第5条 物資の価格は、災害発生直前の価格とする。

2 甲は、物資を引取り後、乙の請求により原則として1ヵ月以内に代金を支払うものとする。

（保有物資の報告）

第6条 乙は、保有物資の品目や数量に大きな変化が生じたときは、速やかに甲

に報告するものとする。また、第2条に定める「物資」を見直す必要が生じた場合には、甲乙協議の上、新たにこれを決定する。

(情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行い、物資の適正な供給に努めるものとする。

(物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して生活物資の安定供給に努力し、物価の高騰防止等を図り市民生活の早期安定に寄与するものとする。

(定めのない事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間と更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出が無い場合は、本協定を同一条件にて更新するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月26日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

東京都中央区日本橋3丁目12番2号朝日ビルディング7F

乙 株式会社アクティオ
代表取締役